

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

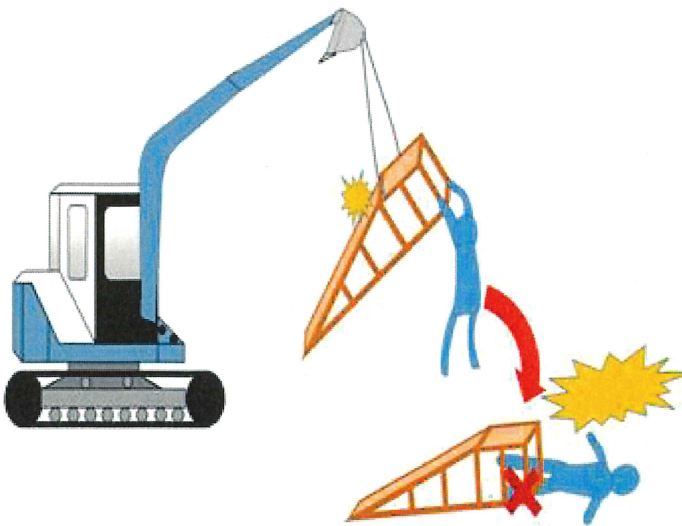
災害発生情報 No.135

令和5年6月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	建築工事業	経験年数	30年	年齢	60歳代
発生年月	令和4年10月		発生時刻	14時	
発生状況	災害発生時、大型トラックの荷台から鋼製のスロープ（重さ約760kg）を下す作業を行っていた。スロープにワイヤロープを掛け（1本掛け）、ドラグショベルで吊り上げたところ、スロープが傾き一方の端部が持ち上がった。玉掛作業の補助をしていた被災者が、水平に戻そうとしてスロープの端部に両手をかけたところ、体が宙に浮き、スロープにぶら下がるような状態となった。その直後にワイヤロープが突然切れ、スロープが被災者の両足部分に落下し、負傷した。				
負傷の程度／部位	右下腿切断、左大腿骨骨折		休業見込期間 若しくは死亡	未定（1年以上）	



1 原因

- ① ドラグショベルで吊り上げた荷を水平に戻そうとして、荷に手をかけたこと。
- ② 玉掛け用のワイヤロープでなく、台付け用のワイヤロープを使用していたこと。
- ③ クレーン仕様でないドラグショベルで荷の吊り上げ作業を行っていたこと。

2 対策

- ① 吊り荷と接触する危険のある箇所に労働者を立ち入らせないこと。
- ② 玉掛け作業においては玉掛け用のワイヤロープを使用すること。
- ③ ドラグショベルで荷を吊り上げる場合は、クレーン機能付きのものを使用すること。

◆安全衛生の窓◆

<ワイヤロープについて>

クレーンの玉掛け作業に使用するワイヤロープについては、クレーン等安全規則第215条において、不適格なワイヤロープの使用が禁止されており、また、同規則第219条第2項において、ワイヤロープのアイスプライス（編み込み加工）における編み込み回数が定められています。

玉掛けワイヤロープと外見がよく似たもので、台付けワイヤロープがありますが、台付けワイヤロープはトラックの荷台などで荷を固定するためのもので、玉掛け作業に使用すると編み込み部分が抜けて荷が落下する危険性があります。このためクレーンの玉掛け作業においては、必ず玉掛けワイヤロープを使用しましょう。